

事 務 連 絡
平成 27 年 3 月 27 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
障 害 福 祉 課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の
一部を改正する政令の公布について

本日、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（平成27年3月27日政令第119号。以下「政令」という。）が別添のとおり公布され、平成27年4月1日から施行することとされたところである。

その主な内容について下記のとおり通知するので、これらについて十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本法の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

記

1 主な内容

以下の経過措置について、平成27年3月31日までの期間を平成30年3月31日まで延長することとした。

○自立支援医療に係る利用者負担の上限額の設定

- ・重度かつ継続の治療が必要な者であって、一定所得以上（市町村民税235,000円以上）の者について、自立支援医療費の支給対象者とするとともに、負担上限月額を設定
- ・育成医療（障害児に対する医療）について、中間所得層の負担上限月額を設定

○療養介護利用者のうち20歳以上の低所得者に対する利用者負担額の減免

2 施行期日

平成27年4月1日